

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則

〔平成10年10月15日〕
〔長野県規則第36号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年長野県条例第30号。以下「条例」という。)第16条の規定により、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第2章、第3章及び第5章並びに条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、設立認証申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第2条第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

3 条例第2条第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号のイ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添えるものとする。

5 法第10条第4項の規定による補正は、同条第1項に規定する申請書又は書類のうち、同条第4項の規定による補正を行ったもの(当該補正を行ったものが前項に規定する書類であるときは、それぞれ副本1部を添えるものとする。)を添付した補正書(様式第2号)により行うものとする。

(設立(合併)登記完了の届出)

第3条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、設立(合併)登記完了届出書(様式第3号)により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第23条第2項の規定が適用される場合における第2条第2項の適用については、同項中「申請」とあるのは、「届出」とする。

(定款変更認証申請書)

第5条 条例第3条第1項に規定する申請書は、定款変更認証申請書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号のイの書類には、それぞれ副本1部を添えるものとする。

3 法第25条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正は、法第25条第4項に規定する申請書又は書類のうち、同条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正を行ったもの(当該補正を行ったものが前項に規定する書類であるときは、それぞれ副本1部を添えるものとする。)を添付した補正書により行うものとする。

(定款の変更の届出)

第6条 条例第4条第1項の規定による届出は、定款変更届出書(様式第6号)により行うものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第7条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更に係る登記事項証明書提出書

(様式第7号)により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書(様式第8号)に同項に掲げる書類及びその写しを添付して行うものとする。

2 法第29条の規定により提出する場合を除くほか、法第30条の閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の区分の欄に掲げる場合に、同表の提出すべき書類の欄に掲げる書類を、同表の提出すべき時期の欄に掲げる時期においてそれぞれ1部提出するものとする。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条又は第35条第1項の財産目録	法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出時
役員の名氏又は住所若しくは居所に変更があった場合	法第23条第1項の変更後の役員名簿	法第23条第1項の規定による届出時

定款の変更（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をした場合	法第25条第6項の変更後の定款	法第25条第6項の規定による届出時
定款の変更に係る登記をした場合	法第25条第7項の登記に関する書類の写し	法第25条第7項の規定による提出時

（成功の不能による解散の認定の申請）

第9条 法第31条第2項の認定の申請は、同条第3項の書面を添付した解散認定申請書（様式第9号）により行うものとする。

（解散の届出等）

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した解散届出書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人兼任届出書（様式第11号）により行うものとする。

（残余財産譲渡の認証の申請）

第11条 法第32条第2項の認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書（様式第12号）により行うものとする。

（清算終了の届出）

第12条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書（様式第13号）により行うものとする。

（合併認証申請書）

第13条 条例第7条第1項に規定する申請書は、合併認証申請書（様式第14号）によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 法第34条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正は、法第34条第4項に規定する申請書又は書類のうち、同条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正を行ったもの（当該補正を行ったものが前項において準用する第2条第4項に規定する書類であるときは、それぞれ副本1部を添えるものとする。）を添付した補正書により行うものとする。

（合併の場合の貸借対照表等の備置き）

第14条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

（身分証明書）

第15条 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第15号によるものとする。

（認定申請書）

第16条 条例第8条に規定する申請書は、認定申請書（様式第16号）によるものとする。

（認定の有効期間の更新申請書）

第17条 条例第9条に規定する申請書は、認定の有効期間の更新申請書（様式第17号）によるものとする。

（認定特定非営利活動法人の定款の変更等）

第18条 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出は、認証を受けた変更後の定款等の提出書（様式第18号）により行うものとする。

（代表者の氏名の変更の届出）

第19条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代表者変更届出書（様式第19号）により行うものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第20条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出は、役員報酬規程等提出書（様式第20号）に同項に規定する書類及びその写しを添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が法第55条第1項の所轄庁以外の関係知事である場合にあっては、前項に規定する写しの添付を要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、法第54条第2項第2号に掲げる書類を既に提出している場合であってその内容に変更がないときは、当該書類の内容に変更がない旨を記載した書類の提出をもって当該書類の提出に代えることができる。

4 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、助成金の支給実績提出書（様式第21号）に同項に規定する書類及びその写しを添付して行うものとする。

- 5 法第55条の規定により提出する場合を除くほか、法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の区分の欄に掲げる場合に、同表の提出すべき書類の欄に掲げる書類を、同表の提出すべき時期の欄に掲げる時期においてそれぞれ1部提出するものとする。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
認定を受けようとする場合	法第44条第2項第2号及び第3号の書類	法第44条第2項の規定による提出時
特例認定を受けようとする場合	法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号の書類	法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定による提出時

（特例認定申請書）

第21条 条例第12条に規定する申請書は、特例認定申請書（様式第22号）によるものとする。

（合併認定申請書）

第22条 条例第14条に規定する申請書は、合併認定申請書（様式第23号）によるものとする。

（電磁的記録による保存及び作成の方法）

第23条 条例第15条第2号に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下この条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- 2 条例第15条第5号に規定する規則で定める方法は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

（長野県組織規則の一部改正）

- 2 （略）

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項、第5条第3項及び第13条第3項の改正規定並びに様式第2号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分に限る。）は、同年6月9日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので申請します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

(様式第2号) (第2条、第5条、第13条関係)

補 正 書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

第10条第4項

特定非営利活動促進法(第25条第5項において準用する第10条第3項)の規定による補正を(第34条第5項において準用する第10条第3項)したので申し出ます。

記

- 1 補正の内容

補正後	補正前

- 2 補正の理由

(様式第3号) (第3条関係)

設立(合併)登記完了届出書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名

特定非営利活動促進法第13条第2項(特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項)の規定により、設立(合併)の登記を完了したので届け出ます。

(様式第4号) (第4条関係)

役員変更等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

第23条第1項
特定非営利活動促進法(第52条第1項) の規定により、下記のとおり
(第62条において準用する第52条第1項)
役員の変更等があったので届け出ます。

記

変更年月日 及び変更事項	理事、監事の別	氏 名	住 所 又 は 居 所

(様式第5号) (第5条関係)

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、下記のとおり定款を変更することについて認証を受けたいので申請します。

記

1 変更の内容

変更後	現 行

2 変更しようとする時期

3 変更の理由

(様式第6号) (第6条関係)

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

第25条第6項
特定非営利活動促進法(第52条第1項) の規定により、下記のとおり
(第62条において準用する第52条第1項)
定款を変更したので届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前

2 変更した時期

3 変更の理由

(様式第7号) (第7条関係)

定款変更に係る登記事項証明書提出書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

第25条第7項
特定非営利活動促進法(第52条第1項) の規定により、定款の変更
(第62条において準用する第52条第1項)
に係る登記事項証明書を提出します。

(様式第8号) (第8条関係)

事業報告書等提出書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

第29条
特定非営利活動促進法(第52条第1項) の規定により、下記に掲げる
(第62条において準用する第52条第1項)
前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等を提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(様式第9号) (第9条関係)

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(様式第10号) (第10条関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所
氏名

特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人
同条第1項第1号
を(同条第1項第2号)に掲げる事由により解散したので届け出ます。
(同条第1項第4号)
(同条第1項第6号)

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(様式第11号) (第10条関係)

清算人 就任届出書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所
氏名

特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり就任したので届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所
- 2 清算人が就任した年月日

(様式第12号) (第11条関係)

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所
氏名

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(様式第13号) (第12条関係)

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所
氏名

特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、解散に係る清算が終了したので届け出ます。

(様式第14号) (第13条関係)

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

合併しようとする特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名 電話番号
合併しようとする特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名 電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて認証を受けたいので申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

(様式第15号) (第15条関係)

第 号
職 氏名
特定非営利活動促進法第41条第3項(同法第64条第7項 において準用する場合を含む。)の規定による身分証明書
年 月 日交付
長野県知事 印

(様式第16号) (第16条関係)

認 定 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定による認定を受けたいので申請します。

設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
過去の認定の有無	有 ・ 無
過去の認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
認定をした所轄庁	()
過去の特例認定の有無	有 ・ 無
特例認定を受けた日	年 月 日
特例認定をした所轄庁	()
認定取消しの有無	有 ・ 無
取消しの日	年 月 日
取消しをした所轄庁	()
特例認定取消しの有無	有 ・ 無
取消しの日	年 月 日
取消しをした所轄庁	()
その他の事務所の所在地	

(様式第 17 号) (第 17 条関係)

認定の有効期間の更新申請書

年 月 日

長野県知事

殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 51 条第 2 項の規定による認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

事業年度	月 日～ 月 日
認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
その他の事務所の所在地	

(様式第 18 号) (第 18 条関係)

認証を受けた変更後の定款等の提出書

年 月 日

長野県知事

殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(特例認定特定非営利活動法人) 名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 52 条第 2 項 (特定非営利活動促進法第 62 条において準用する同法第 52 条第 2 項) の規定により、下記のとおり同法第 25 条第 3 項の規定による認証を受けた定款の変更について、定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出します。

記

- 1 定款の変更の認証を受けた年月日
- 2 定款の変更の内容

変 更 後	変 更 前

(様式第 19 号) (第 19 条関係)

代 表 者 変 更 届 出 書

年 月 日

長野県知事

殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(特例認定特定非営利活動法人) 名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 53 条第 1 項 (特定非営利活動促進法第 62 条において準用する同法第 53 条第 1 項) の規定により、下記のとおり代表者を変更したので届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更後の氏名
- 3 変更前の氏名

(様式第 20 号) (第 20 条関係)

役 員 報 酬 規 程 等 提 出 書

年 月 日

長野県知事

殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(特例認定特定非営利活動法人) 名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (特定非営利活動促進法第 62 条において準用する同法第 55 条第 1 項) の規定により、同項に規定する書類を提出します。

(様式第 21 号) (第 20 条関係)

助成金の支給実績提出書

年 月 日

長野県知事

殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(特例認定特定非営利活動法人) 名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項 (特定非営利活動促進法第 62 条において準用する同法第 55 条第 2 項) の規定により、助成金の支給を行ったので、同法第 54 条第 3 項に規定する書類を提出します。

(様式第 22 号) (第 21 条関係)

特例認定申請書

年 月 日

長野県知事

殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の規定による特例認定を受けたいので申請します。

設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
過去の認定の有無 (有の場合は認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()
過去の特例認定の有無 (有の場合は特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()
その他の事務所の所在地	

合 併 認 定 申 請 書

年 月 日

長野県知事

殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(特例認定特定非営利活動法人) 名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 63 条第 3 項の規定により、下記のとおり

同条第 1 項
(同条第 2 項)

の規定に

よる合併をすることについて認定を受けたいので申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
電話番号
- 2 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
主たる事務所の所在地
現に行っている事業の概要
電話番号